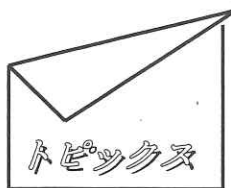




# コンパス

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会東三河支部、豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所 6 階  
TEL(0532)55-2669、FAX(0532)53-3595



## ◎支部企画研修会開催予告 平成 30 年 11 月 26 日 (月)

### お知らせ

#### 1、県下統一研修会について

別途にて詳細のご案内の通り、本年度第 1 回の県下統一研修会を下記により開催します。

- ◆日時 平成 30 年 9 月 4 日 (火)  
受付：午後 12 時 30 分  
研修：午後 1 時～午後 4 時 (予定)
- ◆場所 ライフポートとよはし  
「コンサートホール」
- ◆研修 ①「宅地建物取引業法に関する諸規定等」  
内容 ②「土砂災害警戒区域等の指定状況の確認方法について」  
③「新たな住宅セーフティネット制度に関する情報提供」  
④「消防法上の留意事項について」  
⑤「失敗しないための重要事項説明書及び売買契約書のポイント」

尚、日程の都合のつかない方は、他支部対象の研修会場にてご出席ください。研修会の日程及び開催場所につきましては、封入しております別紙案内をご覧ください。

(対象支部外として受付をおこないます。)

※コンパス 255 号の県下統一研修会記事について「政令使用人による正会員の代理受講は不可」と掲載しましたが、政令使用人による正会員の代理受講は引き続き可能です。ここに訂正し、お詫び申し上げます。また、今年度から県下統一研修会の正会員の受講は義務になりましたので、必ず受講下さい。

※本会場にて西日本豪雨義援金募金箱を設けます。会員の皆さまの温かいご好意を賜りますようよろしくお願いたします。

#### 2、支部無料相談事業について

当支部では、消費者保護事業である支部無料相談を下記の場所にて実施しております。

不動産取引等について、ご相談したいことがございましたら、是非ご利用ください。

##### 1. 相談場所及び日時

###### ◆豊川市プリオ市民相談室

豊川市諏訪 3-133 (プリオ 5F)

毎月第 2、4 木曜日 / 午後 1 時～午後 4 時  
(祝祭日及びプリオ休業日を除く。)

###### ◆豊橋市役所市民相談室

豊橋市今橋町 1 (東館 12F)

毎月第 1、3 月曜日 / 午後 1 時～午後 4 時  
(祝祭日を除く。1 回の開催につき 4 組迄。)

※豊橋市役所につきましては、安全生活課まで

【(0532)51-2304】事前に電話予約が必要です。

詳細につきましては、豊橋市が発行する広報紙等をご覧ください。

※両会場共、電話相談はおこなっておりません。

##### 2. 相談内容：不動産の契約・トラブルに関する一般相談

##### 3. 相談員：2 名 (相談員有資格者)

※ご相談される際は、予め不動産に関する相談内容を簡潔にまとめていただき、相談内容に関する資料等があれば、当日ご持参下さい。

## 低廉な空き家等の売買(交換)の媒介報酬額について

平成30年1月1日から施行

低廉な空き家等とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 400万円以下(税抜き)の物件をいう。 (交換の場合は、価額の高い方の金額が400万円以下)</li> <li>・ 空き家でない建物や宅地も含まれる。</li> <li>・ 通常の取引と比較して、現地調査等の費用を要するものは、一定のルールの下、当該現地調査等の費用相当額を従来の報酬額に加算することができる。(但し合計18万円+税以下)</li> <li>・ 現地調査等の費用には人件費等が含まれる。</li> </ul>
-----------	---

報 酬 率 の 表		
売 買 金 額	通常の手数料率	低廉な空き家等の場合
200万円以下	5.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 400万円(税抜き)以下の物件に対し、</li> <li>・ 売主側に限り(売主のみ)、</li> <li>・ 価格帯に関係なく、</li> <li>・ 上限18万円+税まで受領できる。</li> </ul>
200万円超~ 400万円以下	4.32%	
400万円超	3.24%	/
備 考	—————	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬額についてはあらかじめ売主に説明し、両者間で合意する必要あり。</li> <li>・ 買主側からは通常の手数料のみ。</li> </ul>

- 全宅連広報誌(リアルパートナー2018年1-2月号)に関連記事があります。
- 本記内容はあくまで概要です。国土交通省のホームページで必ず告示関係規定の本文を確認してください。